

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例施行規則(平成30年長岡京市規則第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>特定空き家等</u>に係る公表)</p> <p>第3条 条例第10条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>特定空き家等</u>の所在地</p> <p>(3)・(4) 【略】</p>	<p>(<u>特定空家等</u>に係る公表)</p> <p>第3条 条例第10条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>特定空家等</u>の所在地</p> <p>(3)・(4) 【略】</p>
<p>(管理不全空き家等に係る公表)</p> <p>第4条 <u>条例第12条の2第2項</u>の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1)~(4) 【略】</p>	<p>(管理不全空き家等に係る公表)</p> <p>第4条 <u>条例第12条第3項</u>の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1)~(4) 【略】</p>
<p>(<u>特定空き家等</u>への対応)</p> <p>第6条 <u>法第22条第1項(条例第12条の3第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による指導は、指導書(別記様式第3号)により行うものとする。</p> <p>2 <u>条例第10条第1項(条例第12条の3第1項において準用する場合を含む。)</u>の意見を述べる機会の付与の通知は、勧告に係る事前の通知書(別記様式第4号)により行うものとする。</p> <p>3 <u>法第22条第2項(条例第12条の3第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による勧告は、勧告書(別記様式第5号)により行うものとする。</p> <p>4 条例第10条第3項(<u>条例第12条の</u></p>	<p>(<u>特定空家等</u>への対応)</p> <p>第6条 <u>法第14条第1項</u>の指導は、指導書(別記様式第3号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第10条第1項の意見を述べる機会の付与の通知は、勧告に係る事前の通知書(別記様式第4号)により行うものとする。</p> <p>3 <u>法第14条第2項</u>の規定による勧告は、勧告書(別記様式第5号)により行うものとする。</p> <p>4 条例第10条第3項の意見を述べる</p>

改正後	改正前
<p><u>3 第1項において準用する場合を含む。</u>)の意見を述べる機会の付与の通知は、公表に係る事前の通知書(別記様式第6号)により行うものとする。</p>	<p>機会の付与の通知は、公表に係る事前の通知書(別記様式第6号)により行うものとする。</p>
<p>5 <u>法第22条第4項(条例第12条の3第1項において準用する場合を含む。)</u>の通知書は、命令に係る事前の通知書(別記様式第7号)とする。</p>	<p>5 <u>法第14条第4項</u>の通知書は、命令に係る事前の通知書(別記様式第7号)とする。</p>
<p>6 <u>法第22条第3項(条例第12条の3第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による命令は、命令書(別記様式第8号)により行うものとする。</p>	<p>6 <u>法第14条第3項</u>の規定による命令は、命令書(別記様式第8号)により行うものとする。</p>
<p>7 <u>法第22条第13項(条例第12条の3第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による公示は、標識(別記様式第9号)により行うものとする。</p> <p>(管理不全空き家等への対応)</p>	<p>7 <u>法第14条第11項</u>の規定による公示は、標識(別記様式第9号)により行うものとする。</p> <p>(管理不全空き家等への対応)</p>
<p>第7条 <u>法第13条第1項(条例第12条の3第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による指導は、指導書(別記様式第10号)により行うものとする。</p>	<p>第7条 <u>条例第12条第1項</u>の指導は、指導書(別記様式第10号)により行うものとする。</p>
<p>2 <u>条例第12条の2第1項(条例第12条の3第2項において準用する場合を含む。)</u>の意見を述べる機会の付与の通知は、勧告に係る事前の通知書(別記様式第11号)により行うものとする。</p>	<p>【加える】</p>
<p>3 <u>法第13条第2項(条例第12条の3第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による勧告は、勧告書(別記様式第12号)により行うものとする。</p>	<p>2 <u>条例第12条第2項</u>の規定による勧告は、勧告書(別記様式第11号)により行うものとする。</p>
<p>4 <u>条例第12条の2第3項(条例第12条の3第2項において準用する場合を含む。)</u></p>	<p>3 <u>条例第12条第4項</u>の意見を述べる機会の付与の通知は、公表に係る事前の通</p>

改正後	改正前
<p>む。)の意見を述べる機会の付与の通知は、公表に係る事前の通知書（<u>別記様式第13号</u>）により行うものとする。</p> <p>（代執行）</p> <p>第8条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（<u>別記様式第14号</u>）により行うものとする。</p> <p>2 行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（<u>別記様式第15号</u>）により行うものとする。</p> <p>3 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（<u>別記様式第16号</u>）とする。</p> <p>4 代執行に要した費用の徴収は、速やかに代執行費用納付命令書（<u>別記様式第17号</u>）により所有者等に請求するものとする。</p> <p>（緊急安全措置）</p> <p>第9条 条例第13条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（<u>別記様式第18号</u>）により行うものとする。</p> <p>2 条例第13条第4項の証明書は、立入職員証（<u>別記様式第19号</u>）とする。</p>	<p>知書（<u>別記様式第12号</u>）により行うものとする。</p> <p>（代執行）</p> <p>第8条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（<u>別記様式第13号</u>）により行うものとする。</p> <p>2 行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（<u>別記様式第14号</u>）により行うものとする。</p> <p>3 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（<u>別記様式第15号</u>）とする。</p> <p>4 代執行に要した費用の徴収は、速やかに代執行費用納付命令書（<u>別記様式第16号</u>）により所有者等に請求するものとする。</p> <p>（緊急安全措置）</p> <p>第9条 条例第13条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（<u>別記様式第17号</u>）により行うものとする。</p> <p>2 条例第13条第4項の証明書は、立入職員証（<u>別記様式第18号</u>）とする。</p>